

伊豆市入札心得

伊豆市告示第23号

平成19年 3月 8日

改正 平成19年 9月26日 伊豆市告示第104号

改正 平成20年 8月14日 伊豆市告示第86号

改正 平成24年 3月21日 伊豆市告示第35号

改正 平成26年 3月26日 伊豆市告示第33号

改正 平成28年 8月26日 伊豆市告示第133号

改正 平成29年 9月29日 伊豆市告示第210号

(趣旨)

第1条 この告示は、伊豆市が行う競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が守らなければならない事項を定めるものとする。

(公正な入札の確保)

第2条 入札参加者は、契約制度の透明性、競争の原理の確保に努め、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の参加)

第3条 入札参加者は、入札執行通知書又は入札の公告に指定した時刻までに入札会場に参集し入札に臨むこと。入札時刻に遅れた場合及び委任状を必要とする者が委任状を持参しない場合は、入札に参加することができない。ただし、電子入札又は郵便入札による場合は、この限りでない。

(入札の辞退)

第4条 入札執行通知を受けた者が入札参加を辞退する場合は、次により申し出るものとする。

- (1) 入札執行前には、別に定める入札辞退届を入札日の前日までに市長に直接持参し、又は郵送等(入札日の前日までに到達するものに限る。)により行うこと。ただし、電子入札による場合は、電子入札締切り日時までに電子入札システムにより入札辞退届を届け出るものとする。なお、やむを得ないと認められる場合には、発注者の承諾を得て書面により届け出ることができる。
- (2) 2回目の入札について辞退するときは、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札封筒に入れずに入札箱に投入して行うこと。

2 入札辞退届を提出して入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の方法)

第5条 入札参加者は、別に定める入札書を作成し、封印のうえ、表面に「番号、件名及び入札書在中」と明記し、裏面に入札参加者の住所、氏名を記載して公告又は指名通知(入札執行についての通知をいう。)に示した日時及び場所において入札箱に投入しなければならない。ただし、電子入札による場合は、公告又は入札執行通知に示した日時までに電子入札システムにより提出するものとし、郵便入札による場合は、公告又は入札執行通知に示した日時までに指定の場所へ到達するように提出するものとする。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、入札書提出前に委任状を提出しなければならない。

3 郵便入札による入札の場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)の役務であって当該信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものをもって提出するものとする。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒は第1項の記載事項を明記しなければならない。

- 4 前項の入札書は、入札日の前日までに入札担当課に到達しないものは無効とする。
- 5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(入札金額)

- 第6条 入札参加者は、あらかじめ仕様書、設計書及び図面その他契約締結に必要な条件を確認のうえ、設計図書等をもとに、自ら入札金額を見積もること。この場合において、仕様書、設計書及び図面等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- 2 入札金額は、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の相当額を加算しない額を入札金額として記入すること。

(入札書の書換等の禁止)

- 第7条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

- 第8条 指名競争入札において、入札辞退等により、初度の入札又は紙入札における再度の入札に参加しようとする者が1人となった場合は、入札の執行を取りやめる。
- 2 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当初入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
 - 3 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
 - 4 指名競争入札において、初度の入札に入札し者が1人であった場合、開札しない。この場合、紙入札にあつては、その入札書は開封しないで返却する。ただし、開札の結果、有効な入札をした者が1人であっても、入札箱に入札書を投入した者が複数人あった場合及び再度の入札の場合は、この限りでない。

(入札の無効)

- 第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札
- (3) 郵便又は信書便により送付された入札書が、指定の日時までには到達しない入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 所定の日時、場所に入札書を提出しない入札
- (6) 入札書に記名、押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により記載事項が不明瞭である入札
- (9) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (10) 同一事項の入札について、2以上の入札書が提出された入札
- (11) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (12) 入札時に内訳書の提出を求める場合、内訳書に不備のある入札
- (13) 談合情報があった入札で、当該情報と入札の結果、落札した業者及び落札金額とが一致したとき
- (14) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(再度の入札)

- 第10条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行い、電子

入札による場合は速やかに再度の入札を行う。ただし、前条第1号から第5号まで及び第9号から第12号までの規定により入札が無効となった者並びに最低制限価格を設けた場合の最低制限価格に達しない者は、再度の入札に参加することができない。

(開札)

第11条 開札は、当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。ただし、電子入札の場合は、この限りでない。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせる。ただし、電子入札の場合であって、市長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札参加者及び当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせないことができる。

(落札者の決定)

第12条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（令第167条の10の2に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が市にとって最も有利なもの）をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項ただし書に該当するおそれがある入札を行った者は、関係職員の行う調査に協力しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第13条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。ただし、電子入札による場合は、電子入札システムによりくじ引きを行う。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない市職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第14条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を通知する

(契約の締結)

第15条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認める場合には、その期間を延長することができる。

2 落札者が前項の規定による期間内に契約を締結しないときは、その落札は、効力を失う。

3 前項の場合において、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約の確定)

第16条 契約書を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名、押印したときに確定する。ただし、伊豆市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年伊豆市条例第46号)の定めるところにより、議会の議決に付すべきものについては、落札決定後仮契約を締結し、伊豆市議会の議決があつたときに当該契約が成立する。

(異議の申立て)

第17条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、設計書、図面、契約書式及び現場等について

の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 19 年伊豆市告示第 104 号）

この告示は、平成19年10月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年伊豆市告示第 86 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 24 年伊豆市告示第 35 号）

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年伊豆市告示第 33 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年伊豆市告示第 133 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 29 年伊豆市告示第 210 号）

この告示は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。